

核家族化が進み、おとうさん・おかあさんと子どもだけの家庭が増えています。

赤ちゃんの世話をするのはおかあさん一人という家庭も少なくありません。

しかし、どうしても赤ちゃん連れでは行けないときもあります。

そんなとき便利で力強い味方なのがファミリーサポートセンターをはじめとする保育サービスです。

地域ぐるみで子どもを育て合い

やまがファミリー・サポート・センター

子育ての基本は家庭ですが、誰かの助けを借りることで、仕事や社会活動へ積極的に参加できるようになったり、育児からの休養をとったりすることができるようになります。やまがファミリー・サポート・センターは、育児のお手伝いをしてほしい方(依頼会員)と、育児のお手伝いをしたい方(協力会員)とを結び、より暮らしやすい地域になることを目指して活動しています。現在では、サポートの対象は子どもを持つすべての家庭に広がっています。

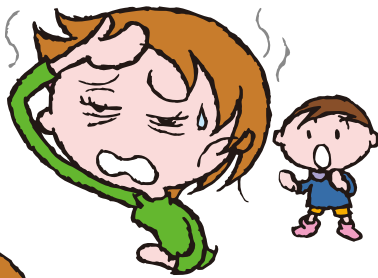
●こんなときに

急な仕事で保育園へのお迎え時間に間に合わない



結婚式に招待されたけど子連れでは行けない

母親の体調が悪く病院に行きたい

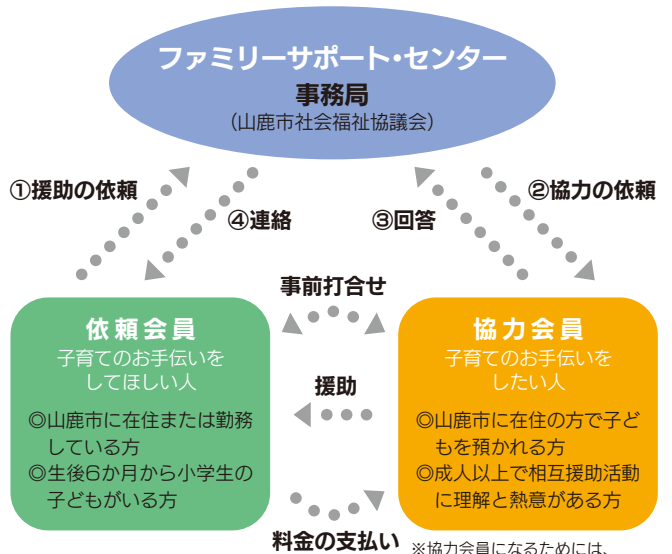


ときにはゆっくり買い物をしたい

保育施設の保育開始前や終了後、子どもを預かって欲しい
学校の放課後または学童保育終了後、子どもを預かって欲しい
学校の夏休みなどに子どもを預かって欲しい

●センターの仕組み

援助を受けたい方、援助を行いたい方は、センターに申し込むことにより会員になります。特別な資格などは必要ありません。援助を受けることと行うことの両方を希望する場合には、両方会員になることもできます。会員の方が安心して育児に関する相互援助を行えるよう、センターでは会員を対象に育児に関する知識・技術を生につけるための講習会を実施しています。



●利用料金

月～金曜日(7:00～20:00)／600円(1時間)
上記時間外及び土・日祝祭日／700円(1時間)
*兄弟姉妹をいっしょに預ける場合、2人目以降は半額。
*活動中の事故に備えてセンターが一括して、補償保険に加入いたします。

※利用対象者や利用内容によっては、利用料金が減免の対象になる場合がございますので、ご相談ください。

両会員とも、事前に登録が必要です。

- ① 援助依頼は3日前までに事務局に申し込みます。
- ② 事務局は協力会員に連絡。双方OKなら、初回は事前打ち合わせをアドバイザー同席のもと行います。2回目以後は直接連絡をすることができます。
- ③ 預かり終了後、会員同士その場で料金の授受をお願いします。

お申込・お問い合わせ先

やまがファミリーサポート・センター

山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578 TEL 0968-44-8800

★たんぼぼ倶楽部

家事や育児で困っている家庭をサポート者が訪問して、身の回りの世話や育児の援助を行います。(時間帯で違います)

沐浴・掃除・洗濯・買い物・調理・授乳の支援・おむつ交換など

◎利用料金／1時間600円～800円

お申し込み・お問い合わせ先／山鹿市社会福祉協議会 TEL0968-43-1134

*ファミリーサポート・センターでは、活動に支障のない範囲内でチャイルドシート・ジュニアシートのリサイクルによる貸し出しも行っていきます。

子どもが怪我して泣いたら「アブラウケンソワンカワ、ネコハチマンダイボサツ、フッフラフットヨウナツタ」と唱えて！

おばあちゃんの知恵袋



誕生から育児までのお金の収支を考えましょう。

よく出産にはお金がかかるといわれます。かかるだけでなく、もらえるお金や補助などもあります。実際のところはどのようなのでしょうか。

妊娠・出産でかかるお金

●健診費用

数万～10万円(回数・内容によって異なる)

お産は病気ではないので、正常な妊娠・出産に関する医療費は健康保険の適用外。出産までに10数回の健診を受け、1回あたり数千円～10,000円ほど。病院や検査内容によって費用には開きがあります。基本的には妊娠の経過が順調な人ほど費用は抑えられそう。一般的な健診のタイミングは初期は2～3週に1回。赤ちゃんの心拍が確認できてから妊娠6か月までは3～4週間に1回。9か月までは2週間に1回。臨月に入ったら1週間に1回。

※母子健康手帳と一緒に健診費の補助券(妊婦健康診査受診票)が発行されます。妊娠届出回数により、交付枚数が異なりますので早めに母子健康手帳交付を受けるようにしましょう。

●検査内容

- ◎通常の定期検診…
基本的な問診・内診・尿検査や血圧検査・身長・体重測定。
- ◎風疹抗体価検査…
流産を引き起こしたり、先天性の障害が出る確率が高まるので必ず検査。
- ◎B型肝炎…
出産時に赤ちゃんに感染することがあり、産後すぐにワクチンが必要になる。
- ◎C型肝炎…
血液で感染するため母子感染を未然に防ぐために検査。
- ◎胎盤機能検査…
妊娠後半期に尿検査でできる。
- ◎血液型検査…
ABO型とRh型の両方を調べ、緊急輸血に備え赤ちゃんとの血液型不適合をチェック。
- ◎梅毒検査…
胎児に感染したり、悪化すると流産や早産、死産の原因に。
- ◎クラミジア…
最近急増中の性行為感染症で、出産時に感染すると赤ちゃんが肺炎になるおそれがある。
- ◎ノンストレステスト…
妊娠10か月目に分娩監視装置をつけて、赤ちゃんの元気を測定。
- ◎B型溶連菌検査
産道感染すると、赤ちゃんの髄膜炎や敗血症、肺炎を起こす恐れがある。

●分娩費用

約50万円

分娩時の入院日数は、出産日を含め5日から1週間が一般的(帝王切開の場合はさらに2～3日)で、この入院費用を含めて1回の分娩にかかる費用の相場は40万～50万円。ただし、産院の種類や施設・サービス内容によっても異なります。分娩は健康保険外ですが、保険が適用になるのは、帝王切開や切迫流産など病的な症状の治療や処置の場合のみ。個室だと室料が必要ですが、本人が快適なのはもちろん、お見舞いに来た人もリラックスできます。一方、大部屋は低料金で同室のおかあさんたちと情報交換できるメリットも。また、休日・祝日・深夜の分娩は平日料金の場合の入院費に10,000～20,000円プラスが目安です。

妊娠・出産に関する手当

●妊婦支援給付金

支給額＝妊婦給付認定後：5万円

妊娠している子どもの人数の届出後：こどもの人数×5万円

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てが出来るよう相談に応じる「妊娠等包括相談支援」と「妊娠支援給付金の支給」を一体的に実施します。

申請時期/1回目：母子手帳交付時

2回目：赤ちゃん訪問時(生後1か月～2か月)

●養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定医療機関で入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の自己負担分を公費負担します。

対象となる乳児/出生時体重が2,000グラム以下であるなど、一定の症状等を有する未熟児であり、医師が入院養育を必要と認めた乳児

対象となる医療費/指定医療機関において入院治療に要する医療費の自己負担分 ※健康保険適用外のもの是对象になりません

費用負担/世帯の所得額に応じた自己負担がありますが、山鹿市では申請時に「子ども医療費助成の申請に係る委任状」を提出していただくことで、自己負担額全額を公費負担します。

お問い合わせ：山鹿市役所子ども課 児童家庭係

Tel 0968-43-1514

●出産手当金

支給額＝(月給)÷30日×2/3×(産休の日数)

会社員で自分が健康保険に加入している人が、健康保険から産休中にもらえない給料の補填を目的に支給されるお金で、産休中の所得保障として健康保険から手当金を受けられます。期間は、出産予定日以前の42日目(多胎妊娠98日目)から出産日の翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間です。

受給資格/勤め先の健康保険に加入していて、産休中も継続している人。

申請時期/産休開始日の翌月から2年以内

申請元/会社または会社を管轄する社会保険事務所。

申請に必要な書類/出産手当金請求書(勤務先等で書類を受け取る)。

受給方法/申請後1～2か月後にまとめて指定口座に振り込み。

※勤務先が記入する欄もあり、また病院・助産院からの証明も必要。

●児童手当

子どもを養育している方に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

支給対象/18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方。

支給額/・3歳未満児：15,000円(第3子以降は30,000円)

・3歳以上高校生年代まで：10,000円(第3子以降は30,000円)

支払時期/原則として、毎年偶数月に、それぞれの前月分までを支払う。

認定請求/出生日や転入日等の翌日から15日以内に、市役所子ども課又は各市民センター(公務員の方は勤務先)に「認定請求書」の提出が必要です。※児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。



認定請求に必要な添付書類

○請求者の被保険者情報がかかるもの○請求者名義の預金通帳又はキャッシュカード○請求者とその配偶者の個人番号通知カード又は個人番号カード(通知カードの場合本人確認書類が必要)

現況届の提出が必要な方／

下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

- 配偶者からの暴力等により住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 支給要件児童の戸籍がない方 ● 離婚協議中で配偶者と別居されている方 ● 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方 ● 大学生年代の子を含めて3人以上養育している方 ● その他市町村から提出の案内があった方 ※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

お問い合わせ:山鹿市役所子ども課 児童家庭係
Tel 0968-43-1514

●子ども医療費助成事業

疾病の早期治療を促進し、その健康保持と健全な育成を図るもので、子どもが、病院等で支払う入院の自己負担金(保険適用分)について助成します。

対象となる医療費／18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもにかかる医療費の一部負担金(高額医療費、付加給付等を除く)の全額を助成します。※健康保険適用外のものは対象になりません。

助成方法／医療機関の窓口で健康保険に加入している確認を受け、子ども医療費受給者証を提出することで、一部負担金の支払が不要になります。ただし、県外で受診された場合や、入院などの場合は、一旦医療機関で支払をしていただき、後日領収書を添えて申請することによって、口座振込にて助成します。助成を受けるためには認定申請が必要です。

認定申請に必要な添付書類

○子どもの保険情報 ○申請者名義の預金通帳又はキャッシュカード

お問い合わせ:山鹿市役所子ども課 児童家庭係
Tel 0968-43-1514

●山鹿市新生児等育児用品購入費助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境と次世代を担う子どもの健やかな成長に役立てるため、育児用品購入費用の一部を助成するものです。

助成対象／山鹿市に住所を有する満1歳になるまでの児童を養育している方※養育者も山鹿市にある場合に限りです

助成方法／金券または電子ポイント※原則として転入の場合は金券に限りです

助成内容／山鹿市が指定する販売店で使用できる1枚3,000円の育児用品購入券を満1歳の誕生日までの月数に応じて交付します。

助成対象期間／出生:助成対象期間生まれた月の翌月から満1歳の誕生日まで。転入:支給対象児童が山鹿市に転入届けを出した月の翌月から満1歳の誕生日まで。

山鹿市新生児等育児用品購入券で購入できるもの／紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、粉ミルク、液体ミルク

申請手続きと券の交付／出生・転入手続きと同時にを行います。※市民センターで手続きする場合は、申請後1週間以内に簡易書留にて購入券を交付します

お問い合わせ:山鹿市役所子ども課 児童家庭係
Tel 0968-43-1514

●育成医療

身体に障がいのある児童、又は将来障がいを残すと認められる児童であつて、確実な治療効果が期待できる人に対し、生活能力を得るために必要な医療給付を行なっています。

給付対象となる障がい／①肢体不自由によるもの ②視覚障がいによるもの ③聴覚平衡機能障がいによるもの ④音声言語そしゃく機能障がいによるもの ⑤内臓障がいによるもの等

給付対象者／18歳未満の児童

給付内容／指定医療機関における入院、通院治療(主として手術等外科的治療)

費用負担／原則として給付を受けた児童の育成医療に要する経費のうち1割、ただし保護者の負担能力により月額負担の上限額があります。

お問い合わせ:山鹿市役所福祉支援課 障がい福祉係
Tel 0968-43-0052

●療育医療費

骨関節結核、その他の結核にかかっている児童に対し、指定医療機関に入院させて、医療の給付を行っています。また、学習に必要な学習用品及び生活に必要な日用品費を支給します。

給付対象者／骨関節結核、その他の結核にかかっている児童

給付内容／療育指定医療機関における入院医療費(食事を含む)、学習に必要な学習用品等

お問い合わせ:県庁 子ども未来課
Tel 096-333-2209

●小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性疾病のうち特定の疾病については、長期にわたり、医療費の負担も高額となります。児童の健全育成の観点から医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を公費負担します。

給付対象となる疾患／①悪性新生物 ②慢性腎疾患(1か月以上の入院のみ) ③ぜんそく(1か月以上の入院のみ) ④慢性心疾患(1か月以上の入院のみ) ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病(1か月以上の入院のみ・若年性関節リウマチを除く) ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血友病等血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

給付対象者／18歳未満の児童(一部の患者は、20歳まで延長可)

治療内容／入院(食事を含む)及び通院

お問い合わせ:山鹿保健所 Tel 0968-44-4121
又は、県庁子ども未来課 Tel 096-333-2209

●出産育児一時金

受給条件／健康保険の被扶養者または被保険者

申請先／健康保険の加入先

申請期限／出産した翌日から2年間

必要な物／①出産育児一時金請求書②印鑑③振込先口座④出生を証明するもの(母子手帳の出生届出済証明等)

加入している健康保険から原則50万円給付される制度です。お父さんや他の家族の健康保険の被扶養者でも、国民健康保険にお母さんだけ加入している場合でも給付されます。(公務員の場合は共済組合)

受給方法は健康保険からお母さんが直接受給する場合と産院が受給する場合(直接支払制度)に分かれ、受け取り方によって申請方法や必要なものが異なります。

●育児休業給付金

もらえるお金=育児休業開始から180日間は67%、181日目以降は50%

産後57日目から1歳までの育児休業中の人が雇用保険からももらえるお金で、育児休業中の所得保障と職場復帰をバックアップするために支給されます。雇用保険からの支給となり、子どもが満1歳になるまでもらうことができます。育休中は社会保険料の自己負担分も免除。

受給資格／1年以上勤務し雇用保険に加入。もちろんパートもOK。ただし、育児休業中も8割以上の給料が出る人はもらえません。

申請時期／育休期間初日から4か月を経過する日の属する月の末日まで(原則として2ヵ月ごとに申請)

申請場所／会社を管轄するハローワーク。

申請に必要な書類

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書、育児休業給付受給資格確認書、(初回)育児休業給付金支給申請書

受給方法／支給単位期間(育児休業開始から1ヵ月ごとの期間)について支給され、休業期間中、指定口座に振り込み。



母子家庭・父子家庭の経済的援助のいろいろ。

ひとり親はふたり親がいる家庭よりもさまざまな問題に直面している場合が多く、よりの確な支援が必要です。そのほとんどは収入の問題です。主に公的な補助政策を集めました。

母子・父子家庭の自立支援

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格取得を目的に養成機関で一定期間のカリキュラムを受講する際、その期間中の生活の負担を軽減するために給付金を支給します。

<対象者>

二十歳未満の児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の受給要件のすべてを満たしている方。

- ①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- ②就職を容易にするために必要な資格として、養成機関において一定期間のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- ④過去にこの給付金を受けたことがないこと。

【対象資格】

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、栄養士ほか

【支給額及び支給期間】

- 市町村民税課税世帯7万5千円/月(最長48ヶ月)
- 市町村民税非課税世帯10万円/月(最長48ヶ月)

お問合せ先／

山鹿市役所 子ども課 児童家庭係 TEL0968-43-1514

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るための給付金を支給します。

<対象講座>

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座。
- (2) 就職に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの。
- (3) 前各号に掲げるものに準じ、市長が地域の実情に応じて対象とするもの。

<支給額>

対象講座受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額。ただし支給金額は20万円を限度とし、12,000円を超えない場合は支給しない。

ひとり親家庭の経済的支援

母子・父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭と寡婦の経済的自立のために、子どもの就学や住宅の新築などに必要な資金を貸付する制度です。

<資金貸し付け対象者>

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父母、又はかつて児童を扶養していたことのある寡婦など。

<資金の種類>

修学資金、就学支度、事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、療養、生活、住宅、転宅、結婚

お問い合わせ／

鹿本地域振興局総務福祉課 TEL0968-48-1202

山鹿市役所 子ども課 児童家庭係 TEL0968-43-1514

児童扶養手当

児童扶養手当は18歳になって最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭等に支給される手当です。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を監護する母、または児童を監護し、かつ、生計を同じくする父に支給されます。父母がいなかったり、父母が養育しない場合には、児童を養育する養育者に支払われます。

- (1) 父母が婚姻を解消した子ども
- (2) 父または母が死亡した子ども
- (3) 父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
- (4) 父または母の生死不明の子ども
- (5) 父または母が1年以上遺棄している子ども
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている子ども
- (8) 婚姻によらないで生まれた子ども
- (9) 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

<支給制限>

前年の所得が一定額以上あるとき、また公的年金を受けることができるときは、手当は支給されません。

1. 支払月/年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)
2. 手当額(毎年4月に改訂、令和7年4月～令和8年3月)

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	46,690円	11,010円～46,680円
児童2人以上のとき 一人当たり加算額	11,030円を加算	5,520円～11,020円を加算

*手当を受けている人および扶養義務者の前年所得が一定以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は手当の全部または一部が支給停止されます。
*手当の受給開始から5年を経過した人などは、一部支給停止とならないための届出がない場合、支給額の2分の1が支給停止となる可能性があります。

3. 現況届/毎年8月に現況届を提出していただき、支給要件の審査と、前年の所得の確認を行っています。

お問い合わせ／山鹿市役所 子ども課 児童家庭係
TEL0968-43-1514

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の生活と福祉の向上を目標に、医療費の全額または3分の2を助成する制度です。(ただし、所得制限があります。)

<対象となる人及び期間>

母子家庭の母または父子家庭の父。その母(父)が扶養する18歳になって最初の3月31日までの間にある児童。ただし、母(父)については児童が20歳になった誕生日までです。

お問い合わせ／山鹿市役所 子ども課 児童家庭係
TEL0968-43-1514B

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

県の機関。運営は社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会が行っています。ひとり親家庭の母親等への就業相談、情報提供、法律税務相談(予約制)、日曜電話相談などを実施しています。

開館時間/平日 9:00～19:00

土日 9:00～17:00 ※日曜・祝日 休館

お問い合わせ／熊本県母子家庭等就業・自立支援センター
TEL096-331-6736

